たたらの里山再生特区［指定：平成23年12月、認定：平成24年7月］

正

準

正：平成25年3月末までに計画が認定された地区／準：平成25年3月末時点では計画が認定されていない地区

Ⅰ 目標に向けた取組の進捗に関する評価

ⅰ）＋ⅱ）の平均値　（5.1＋4.8）／2＝5.0　**A**

ⅰ）取組の進捗（下記より該当するものを選択）

☑ 目標値に対する実績に基づく進捗度（当年度実績）

進捗
A（5点）
B（4点）
C（3点）
D（2点）
E（1点）

番号	評価指標	進捗度
1	新たな雇用者数	A
2	まちづくり活動に参画する市民の割合	B
3	活動指標（1）木材生産量	定性的評価
4	活動指標（2）里山放牧面積	A
5	活動指標（3）コミュニティビジネス売上高	A

☐ 代替指標に基づく進捗度（当年度実績）

進捗
A（5点）
B（4点）
C（3点）
D（2点）
E（1点）

番号	評価指標	進捗度

☑ 当初目標に対する取組の定性的な事業進捗（専門家評点）

進捗
A（5点）
B（4点）
C（3点）
D（2点）
E（1点）

番号	評価指標	専門家評価
3	活動指標（1）木材生産量	B

評価指標毎の進捗の評価の平均値　（5×3＋4×2＋3×0＋2×0＋1×0）／5＝4.6　①…4.6

■ 地方公共団体による特記事項

※外部要因による数値への大幅な影響等があれば記載　なし

■ 専門家考慮事項（妥当性）　目標設定の考え方、数値目標の根拠又は計画の進行管理の方法等、各事業の連携効果

（専門家所見（主なもの））
・「新たな雇用者数」について、エネルギーの地産地消、里山の食糧供給機能の復活、コミュニティビジネスの推進という多元的な取り組みを通じて雇用を創出するという目標設定は妥当。25年度99人という実績は，最終目標の27年度100人に肉薄する水準であり，前倒しされた成果として評価できる。
・「まちづくり活動に参画する市民の割合」については、まちづくり活動と里山利用との関係が見えにくい面がある。まちづくり活動への参加率の増加が里山利用にどのように結びついていくのか、その点をもう少し考えてはどうか。
・「木材生産量（年間）」について、市民参加型収集運搬システムによる木材生産量は，24年度から25年度に大巾に増加した。システム登録者も大巾に増えている。市民参加型以外の木材生産量が計画通りに進んでいれば，25年度の目標数量はほぼ達成したと考えられる。なお、木材生産量を指標とするのであれば、合同会社や森林組合等の主伐作業の計画等にも言及した方がいい。
・「里山放牧面積」については、26年度より供用開始を予定する60haの予定地、及びその後見込まれる用地が順調に確保されれば目標達成が可能と考えられる。他方、放牧面積の増加と体験型交流の促進とは必ずしも一致しないので、この点についての評価は難しい面が残されている。
・「コミュニティビジネス売上高（42団体平均／年間）」については、目標設定に問題はなく、販売金額は順調に増加している。ただし、販売金額だけではなく、その参加者数、さらには参加者の範囲なども把握することが有効だろう。

考慮事項から、目標設定の考え方等が特に優れている：+1、妥当である：±0、改善の余地がある：−1とし、加点又は減点する　②…0.5

ⅰ）の評価　①＋②　**5.1**

※目標値に対する実績値及び代替目標値に係る評価の例
・本特区の目標値（代替指標を含む）に対する各評価指標の評価を合計し、平均値を算出することにより評価とする。
（評価指標1の評価D、2の評価D、3の評価D、4の評価Cの場合、（2＋2＋2＋3）／4＝2.25　四捨五入で「2.3」とする。）
・「当初目標に対する取組の定性的な事業進捗（専門家評点）」の評価については、数値目標の達成に向けた取組の状況について定性的に評価する。
・各評価指標に複数の数値目標がある場合、各数値目標の評価を寄与度に応じて加重平均したものとする。
（例）評価指標1について、a、b、cという3つの数値指標があり、各数値指標の進捗度および寄与度がa：C20%、b：C10%、c：D70%の場合、3×0.2＋3×0.1＋2×0.7＝2.3 四捨五入で「2」であるため、評価指標1の評価は「D」となる。

ⅱ）今後の取組の方向性

方向性
A（5点）
B（4点）
C（3点）
D（2点）
E（1点）

番号	評価指標	専門家評価
1	新たな雇用者数	A
2	まちづくり活動に参画する市民の割合	B
3	活動指標（1）木材生産量	A
4	活動指標（2）里山放牧面積	A
5	活動指標（3）コミュニティビジネス売上高	A

（専門家所見（主なもの））
・「新たな雇用者数」については、雇用者数の増加という中山間地域で最も求められている課題で効果をあげており、この方向で進めていけばよいと考える。また、個々の事業の成果についても細かく見て今後計画に活かしていく必要があり，そのことを指摘する自己評価は意義がある。
・「まちづくり活動に参画する市民の割合」については、まちづくり活動の参加率を高めることでソーシャルキャピタルを高めていくという方向は正しい。それを具体的な成果にどのように結び付けていくかが問われている。
・「木材生産量（年間）」については、基本的にこの方向でよいと考える。26年度以降チップボイラー施設を毎年1基増やす計画により，飛躍的に木材生産量が伸びることを期待したい。
・「里山放牧面積」については、26年度以降，大幅な増加が計画され，既に準備が進行している。今後大幅な前進をもくろむ自己評価は妥当なものと考える。
・「コミュニティビジネス売上高（42団体平均／年間）」については、地域自主組織による農産物・加工品の生産販売、レストラン等の多様なコミュニティビジネスが創出されており、体験型・滞在型観光プログラム開発も進められており、その発展が期待される。

ⅱ）の評価

評価指標毎の評価の平均値　（5×4＋4×1＋3×0＋2×0＋1×0）／5＝4.8　**4.8**

Ⅱ 支援措置の活用と地域独自の取組の状況（A～E）

ⅰ）＋ⅱ）の平均値　(3.7+4.0)／2＝3.9　**B**

ⅰ）-① 規制の特例措置を活用した事業等の評価

[■国との協議の結果、現時点で実施可能なことが明らかになった措置]
●森林法第34条の当該保安林の指定施業要件に係る伐採の特例措置
（概要）
国との協議の結果、保安林の機能維持の必要性等が認められる場合に、指定施業要件に伐採の特例を設けることで、標準伐期齢未満の立木の伐採等が可能になることが確認できたことから、島根県と現行制度による取組の実現に向けた検討を行っているところ。
（規制所管府省（農林水産省）の評価（参考意見））
当該特区の指定を受けた雲南市の対応を見守る考え。

●農地法第3条第2項の農地取得に係る下限面積要件の緩和
（概要）
国との協議の結果、農地取得時の下限面積を10a未満に設定することができる要件が明らかになったことを受け、平成24年11月20日の雲南市農業委員会総会において、空き家つきの農地については、下限面積を1aに引き下げることが決定された。
（規制所管府省（農林水産省）の評価（参考意見））
下限面積の引下げによるU・Iターン者の定住及び農業参入を図る取組が予定どおり進められていることは、協議結果を踏まえた成果と考えられる。
引き続き、農地を含めた里山再生の実現に向けてU・Iターン者の定住及び農業参入を進めていただきたい。

（専門家所見（主なもの））
・特区としての規制の特例措置はなく、保安林の伐採に関する特例措置もなお県と協議中とのことであり、規制に関する特例措置が成果につながっていない。
・農地法の下限面積要件の緩和については，24年度に1aへの引き下げが決定されており，今後の活用が期待される。

3.5

ｉ）-② 財政・税制・金融支援の活用実績の評価

（専門家所見（主なもの））
財政支援：コミュニティの活動拠点の整備が行われた。
金融支援：1件ではあるが、高性能機械の導入に利子負担の軽減措置が適用されている。
全　体：活用できる事業や制度が使われている。

3.8

ｉ）-① ＋ ｉ）-② の平均値（注）　（3.5＋3.8）／2＝3.7

3.7

ⅱ） 地域独自の取組の状況の評価

（専門家所見（主なもの））
合同会社グリーンパワーうんなんが果たす役割が大きく、その発展が望まれる。

4.0

Ⅲ 現地調査時の指摘事項及び対応状況

特になし。

Ⅳ 総合評価（Ⅰ～Ⅲ）

(5.0+3.9)/2+0.75＝5.0

「Ⅰ＋Ⅱの平均値」に「Ⅲ及び地方公共団体による総合評価の状況（評価書7）」を加味して算出

（専門家所見（主なもの））
・重要な数値目標について着実な成果を上げており、順調に推移していると評価できる。
・林地残材搬出とバイオマスエネルギーへの活用、多様なコミュニティビジネスの創出など、多くの成果をあげている。欲をいえば、「たたらの里」というネーミングに関わる事業、この歴史文化的遺産のブランド活用があるとよい。

このため、Ⅰ及びⅡの平均値（4.45）に上記所見を加味（+0.75）し、総合評価結果をA（5.0）とする。

A

（注）ｉ）-①、ｉ）-②のいずれかに該当がない場合は「—」とし、他の項目の点数をｉ）の点数とする。